

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築

重点分野7

女性に対するあらゆる暴力の根絶

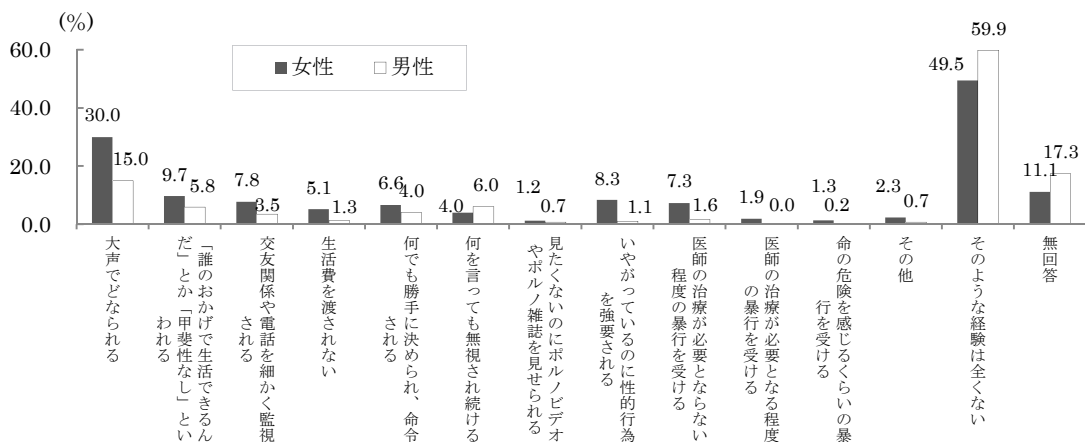
<現状と課題>

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、その対象の性別を問わず許されるべきものではありませんが、特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）の被害者や性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。女性に対する暴力の背景には、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済的格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられ、女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力の防止と被害者の支援に取り組んでいく必要があります。

また、「デートDV」と呼ばれる交際相手からのDVや、インターネット等を利用した性犯罪など、被害女性の低年齢化が問題となっていることから、若い世代に向けた予防・啓発を推進していく必要があります。

■ 配偶者からの暴力を受けた経験（宮崎県）



資料:「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成 22 年)

施策の基本的方向(21) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

DV*、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント*等の女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策

- 「女性に対する暴力をなくす運動*」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。(生活・協働・男女参画課)
- 安全・安心の確保に役立つ情報の提供及び防犯指導等を実施して、女性、子ども、高齢者等が犯罪被害に遭いにくい社会環境づくりのための広報・啓発活動を推進します。(警察本部生活安全企画課)
- ストーカーや配偶者からの暴力等、男女間のトラブルに起因する相談事案等への防犯対策強化のため、警察相談の日を中心とした広報・啓発活動を推進します。(警察本部生活安全企画課)
- 女性に対する暴力への厳正かつ適正な対処の推進に努めます。(警察本部捜査第一課)



「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶を訴えるシンボルマークです。

「パープルリボン運動」は、子どもや女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとするを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力被害に悩んでいる人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッジなどによりパープルリボン運動を広めており、現在では40ヶ国以上に広がっています。

- * DV (ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。
- * ストーカー行為：特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うこと。
- * セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。
- * 女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

施策の基本的方向(22) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

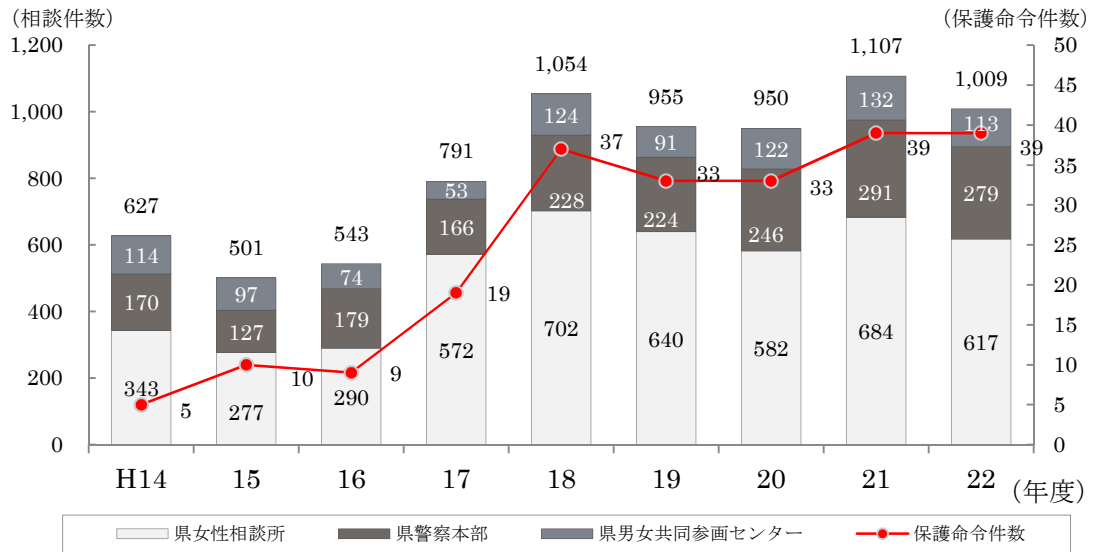
配偶者等からの暴力(DV)を許さない社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護・自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

具体的施策

- DVを未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、DVに関する相談窓口の周知を図ります。(生活・協働・男女参画課)
- 中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力(デートDV*)の防止に関する広報・啓発を進めます。(生活・協働・男女参画課、人権同和教育室)
- NPO等と連携を図りながら、中高年生等の若年層を対象にした自己肯定感を育むための講座やデートDV講座を行います。(生涯学習課)
- 被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、各種相談窓口における相談機能を更に充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者の意志を尊重したきめ細かな支援を行います。(こども家庭課)
- 被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。(こども家庭課)
- 各市町村における、DV相談窓口の明確化や県と市町村による合同研修会の実施、DV対策基本計画策定の促進など、地域の実情に応じたDV対策への取組を支援します。(こども家庭課)
- 県営住宅の入居抽選に当たって、特に住宅を必要とするDV被害者世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。(建築住宅課)
- 必要に応じて、夜間でも録画可能な「監視警戒用赤外線カメラ」を設置し、配偶者暴力の被害者の保護対策を推進します。(警察本部生活安全企画課)

* デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

■ DV相談件数（県女性相談所、県警察本部、県男女共同参画センター）と裁判所の保護命令件数（宮崎県）



資料：生活・協働・男女参画課調べ

※ 相談件数は、各相談機関への相談件数を計上（本人以外からの相談も含む）

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
DV基本計画を策定している市町村の数	0市町村	23	9市町村	28
婦人相談員を設置している市町村の数	3市町村	23	9市町村	28

施策の基本的方向(23) セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等対策の推進

職場などにおいてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組が進むよう啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発及び取締りの強化・被害者の保護対策を推進します。

具体的施策

- 宮崎労働局と連携し、事業所等でセクシュアル・ハラスメント防止対策が促進されるよう啓発に努めます。(労働政策課)
- 職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止のため、相談員(所属長等、連絡調整課課長補佐、人事課職員)を配置して迅速かつ適切な対応を図るほか、研修・会議等を通じて職員への周知を図ります。(人事課)
- 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会等の実施を推進します。また、教職員課によるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会の充実を図ります。(教職員課)
- 性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、認知した性犯罪等の捜査、取締りの強化など総合的な対策を推進します。(警察本部生活安全企画課)
- 性犯罪被害者への精神的、経済的支援を推進します。(警察本部警務課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合	19.7%	22	50%	28



重点分野 8

生涯を通じた女性の健康支援

＜現状と課題＞

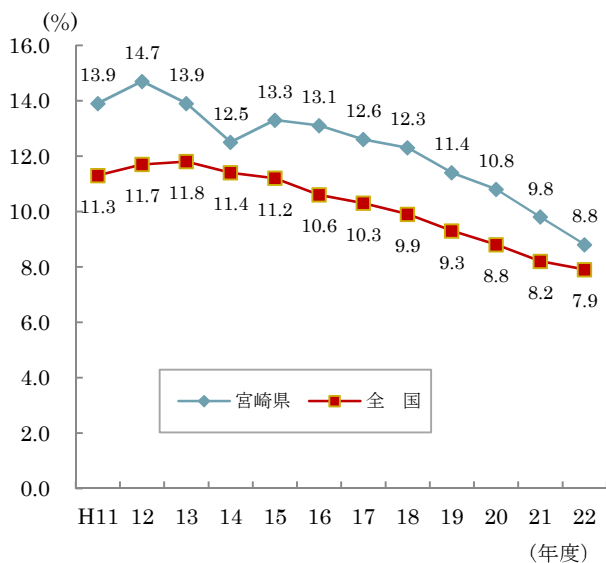
男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上での基本的な条件といえます。

特に女性は、妊娠や出産の可能性があることから、妊娠・出産期の母性保護は当然のこと、思春期から更年期、高齢期に至る生涯を通じて、性感染症や望まない妊娠、子宮がん、乳がん、更年期障害など性と生殖機能に関して、男性とは異なる課題に直面することへの配慮が求められています。

本県の女性の健康を取り巻く状況としては、周産期の医療の充実は図られてきましたが、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移しており、女性特有のがんである子宮がん・乳がんの検診受診率も低調であるなどの課題があります。

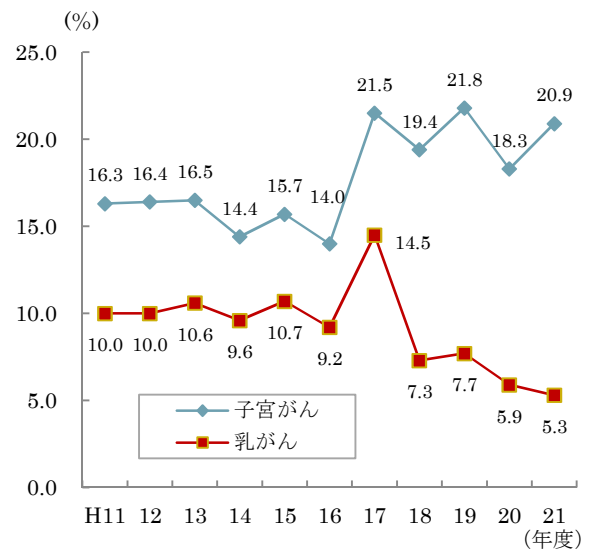
国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に配慮しつつ、男女が互いを尊重し、性差を理解しあって健やかに暮らすことができるよう、健康づくりを総合的に推進していく必要があります。

■ 人工妊娠中絶実施率の推移（宮崎県・全国）



資料:「母体保護統計報告」、「衛生行政報告例」

■ 子宮がん・乳がん検診受診率の推移（宮崎県）



資料:厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

施策の基本的方向(24) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ* (性と生殖に関する健康と権利)」に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女がともに正確な知識を持って、自ら健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して子どもを産むことができるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦への支援も行います。

具体的施策

- 宮崎県妊婦健康診査支援基金を活用し、市町村が行う妊婦健康診査について、財政的な支援を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。(健康増進課)
- 安心して産むことができる体制の一層の推進を図るため、周産期*医療体制を支える関係者に研修会を実施するとともに、相互のネットワークを強化し、周産期母子医療センターの運営を支援します。(健康増進課)
- 子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくりを推進するため、不妊治療を受ける夫婦に対し経済的支援を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して、相談やケアを行う不妊専門相談体制の充実に努めます。(健康増進課)
- 望まない妊娠で悩む女性への相談窓口を設置するとともに、思春期の健康教育やピアカウンセリング*事業を推進します。また、産科医療機関における家族計画指導の充実・強化を図ります。(健康増進課)

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) :

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、平成6年 (1994年) の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年 (1995年) の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

* 周産期 : 周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは、周産期の時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、リスクの高い妊産婦及び新生児に対する医療等の提供を推進している。

* ピアカウンセリング : 何らかの共通点 (同じような環境や悩み) を持つ (又は経験した) グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

- NPO等と連携を図りながら、青少年を対象として思春期を学ぶ講座や生命の誕生、大切さなどを学ぶワークショップを行い、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。（生涯学習課）【再掲】
- 医療機関等との連携体制の整備を図りながら、心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、性に関する教育を推進します。（スポーツ振興課）【再掲】

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
産科医療機関における家族計画指導（退院時）実施率	72.2%	22	90%	28

施策の基本的方向(25) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

健康教育や相談体制を充実させることにより、女性はその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにすることで、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じて、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。

具体的施策

- 女性がライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、保健所等で健康教育に取り組みます。(健康増進課)
- 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。(健康増進課)
- 女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに、専門相談員の資質の向上に努めます。(健康増進課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
思春期・中高年期女性の健康教育参加者数	1,677人	22	2,000人	28
女性の健康を支援する指導者育成の研修会受講者数	554人	22	800人	28

施策の基本的方向(26) 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

女性の健康に大きな影響をもたらす女性特有のがんや性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用対策の強化を図ります。

具体的施策

- 女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。(健康増進課)
- HIV や性感染症について、無料、匿名で相談検査を実施するほか、自身で感染防止が図れるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。(健康増進課)
- 薬物乱用者及び薬物供給源の取締りを徹底するとともに、薬物乱用防止活動を推進します。(警察本部組織犯罪対策課)
- 薬物に関する正しい知識の普及啓発を行い、乱用防止を推進します。(医療薬務課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
子宮がん検診受診率	20.9%	21	50%以上	24
乳がん検診受診率	5.3%	21	50%以上	24

※注：子宮がん検診受診率、乳がん検診受診率の25年度以降の目標値は、次期の「宮崎県がん対策推進計画」(計画期間：平成25年度～29年度)において定める予定。



重点分野 9

様々な生活困難を抱える

人々への対応

<現状と課題>

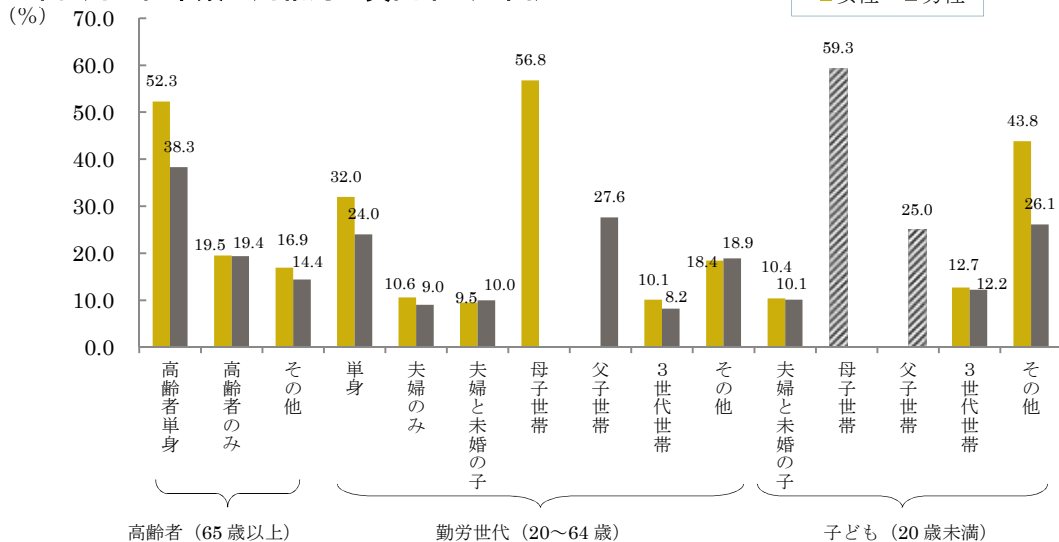
単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの社会の変化の中で、貧困など生活上の困難に直面する人が増加しています。

ひとり親世帯の相対的貧困率は比較的高く、特に母子世帯で高いという特徴があります。仕事と生活の調和が確立されていない状況下で、生活上の様々な困難から子どもの養育や健康面への影響も懸念されることから、相談体制の確立や自立支援などの対策に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がいがあること、外国人であることに加え、女性であることからくる複合的な困難な状況におかれている人々もいます。

様々な生活困難を抱える人々の状況を踏まえ、男女共同参画の視点にたち、生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らせる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

■ 年代別・世帯類型別相対的貧困率（全国）



※相対的貧困率は、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合

※父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する

※母子世帯、父子世帯の子ども(20歳未満)は男女別ではなく、男女合計値

※高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査(平成19年)」(内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計)

施策の基本的方向(27) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な困難に直面しやすいひとり親家庭に対し、経済的支援や日常生活の支援及び就労支援を総合的に推進します。

具体的施策

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。(こども家庭課)
- ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、効果的な就業相談や情報提供、職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援を推進します。(こども家庭課)
- 宮崎労働局と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。(労働政策課)【再掲】
- 県営住宅の入居抽選に当たって、特に住宅を必要とする母子世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。(建築住宅課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
母子家庭の母等の能力開発後の就職率	68.6%	22	70%	28



施策の基本的方向(28) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、外国人等、様々な生活上の困難を抱えている人々が自立し、安心して暮らせるよう、就労支援、生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を進めます。

具体的施策

- 年齢や性別など個人の特性にかかわらず、誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン*の考え方の普及・啓発に努めます。(総合政策課)
- 市町村の地域福祉の取組を支援するとともに、県地域福祉支援計画に基づき養成している地域福祉コーディネーターを活用したモデル事業を実施し、本県の「共に支え合い、助け合う安心な福祉社会づくり」を進めます。(福祉保健課)
- 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。(障害福祉課)
- 高齢者自らが手軽に取り組めるよう工夫した「いきいきはつらつ介護予防プログラム」について、市町村と連携しながら全県下への普及・定着を図ります。(長寿介護課)
- 高齢者総合支援センターにおいて、総合相談や介護に関する啓発に取り組むとともに、高齢者やその家族を支える市町村や地域包括支援センターの取組を支援します。(長寿介護課)
- 高年齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高年齢者の雇用促進について県民や企業に対する啓発に努めます。(労働政策課)
- 障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。(障害福祉課)
- 障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。(障害福祉課)

*ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障がいの有無、国籍など個人の特徴に関わらず、はじめからすべての人が利用しやすい製品や環境をデザインする考え方。

- 民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を拒まない「あんしん賃貸住宅」及び入居・居住する際の様々な支援を行う「支援団体」等に関する情報を登録し、広く提供することにより、これらの世帯の居住の安定を支援します。(建築住宅課)
- 民間の事業者等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知に努め、制度の普及を図ることにより、高齢者の居住に適した良質な賃貸住宅の供給を促進します。(建築住宅課)
- 県営住宅の入居抽選に当たって、特に住宅を必要とする高齢者世帯、障がい者世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。(建築住宅課)
- 市町村が行う高齢者世帯、障がい者世帯向けの公営住宅の整備費の一部を補助することにより、高齢者、障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを促進します。(建築住宅課)
- 日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人住民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。(文化文教・国際課)

指標項目	基準値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「ユニバーサルデザイン」の認知率	61.1%	23	75%	28
市町村による介護予防教室に参加した高齢者 (延人数)	43,000人	21	64,000人	28
宮崎に住む外国人が暮らしやすいと感じる割合	—	—	100%	32



